

障害のことを知ろう

～すべての人が、地域でいきいきと暮らすために～



この冊子について

障害には様々な種類や症状の違いがあります。この冊子で紹介している情報は、すべての障害のある人に当てはまるものではないことをご理解のうえ、障害のある人とよりよい関係を築く一助として、お役立てください。

はじめに

私たちの住む秦野市では、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

障害のある人は、社会生活においてその人に応じた特別な支援や配慮を必要とすることがあります。

しかし、障害のある人は障害のない人と異なる「特別な人」ではありません。障害がある人は、私たちと同じ暮らしの中で、通常の生活のニーズを満たすために「特別な困難」があるだけの「普通の市民」なのです。

「障害のことを知ろう～すべての人が、地域でいきいきと暮らすために～」では、代表的な障害の内容・特性と地域で暮らしている障害のある人がこんなやさしさ・思いやりがあったら安心と思えることのほんの一部を紹介しています。

この冊子を通して、すべての人が地域でいきいきと暮らすために、一人ひとりがお互いに理解し合い、協力し合うきっかけとなることを願っています。



目 次

はじめに

しんたいしょうがい 身体障害	1
① したいふじゆう 肢体不自由	1
② しかくしょうがい 視覚障害	2
③ ちょうかくしょうがい 聴覚障害	4
④ ないふしょうがい 内部障害	5
ちてきしょうがい 知的障害	7
はったつしょうがい 発達障害	8
せいしんしょうがい 精神障害	10
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害	12
なんびょう 難病等	14
じゅうしょうしんしんしょうがい 重症心身障害	15
障害に関するマークの一例	16
障害に関する相談窓口	17
障害者差別解消法	20

表紙の絵「ゆめのくに」の作者は
伊藤美憂さん（ダウン症）です。



身体障害

身体障害には、①^{したいふじゆう}肢体不自由 ②^{しかくしょうがい}視覚障害 ③^{ちょうかくしょうがい}聴覚障害 ④^{ないふしょうがい}内部障害があります。

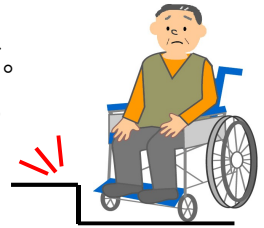
①^{したいふじゆう}肢体不自由

^{したいふじゆう}肢体不自由とは、手や足などの体の一部、または全部に障害があることを言います。

□ 障害の内容・特性

足などに障害のある方は、歩く、立ち上がる、靴下やズボンをはくといった着替えなどが困難です。杖や車いすを使用している方もいます。杖や車いすを使用していると、扉の開け閉め、段差、隙間のあるところなどでは転びやすく、一人では移動が困難な場合があります。

また、買い物などで、高いところの物や床面に近い物は手にとりにくかったり、運んだりすることができない場合があります。



手などに障害のある方は、着替え、食事、物の持ち運び、字を書くなどが困難です。^{じじょぐ}自助具（日常生活のなかで可能な限り自分でできるように工夫をこらしてあるもの）などを使用している方や特別に訓練を受けた^{かいじょけん}介助犬を連れている方もいます。

□ こんなやさしさ・思いやりがあったら安心です

＜障害のある方からの声＞

- ・車いすに乗っているときに立って話しかけられると、ちょっと怖い感じがします。少し腰をかがめて同じ目線で話しかけてもらえると、安心できます。

＜私たちにできること＞

- ・歩道に自転車が置いてあったり、通路に物が置いてあったりすると、車いすで通ったり腰を支えてもらいながら歩くのに、妨げ（障害）となります。私たちの心がけで誰もが通りやすい道や通路にすることができます。



☆公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化の例

・エレベーター



・スロープ



・多目的トイレ



・二段手すり



・ノンステップバス



②視覚障害

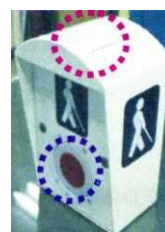
視覚障害とは、全く見えない（全盲）、弱視（ロウビジョン）、視野が欠ける、色覚異常の（色がわかりにくい）状態にあることを言います。メガネやコンタクトレンズなどで視力を矯正しても見えにくいなど、その状態は様々です。



□ 障害の内容・特性

視覚に障害があることで、周囲の状況を自分で確認することが難しいため、日常生活動作や「読むこと・書くこと・移動（歩行）すること」に困難を生じます。

視覚障害者の大切な目として危険物から回避したり、周囲の人々への周知として、^{はく}白杖（白い杖）を使って単独で歩いている方や支援者（ガイドヘルパー・ボランティア）の援助で移動（歩行）している方や、特別に訓練を受けた^{もうどうけん}盲導犬の助けを借りて行動している方もいます。



おんきょう
音響式信号機
押しボタン

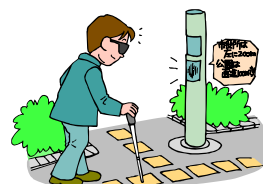
□ こんなやさしさ・思いやりがあったら安心です

＜障害のある方からの声＞

- ・慣れている場所でも、常に危険と不安を抱えて行動（歩行）しています。特に混雑した場所や交差点、駅構内のホームは、危険が多い場所でもあります。

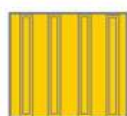
気軽に「何かお手伝いでもしましょうか？」と声を掛けてから、必要であれば誘導をしてください。危険なことを見つけた場合は、そっとそばに寄り、体を押さえて止め、その状況や状態を、よく説明してください。

- ・階段や段差、バスや電車の時刻表・行き先・料金・乗り場が分からず不安になることもあります。

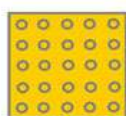


<私たちにできること>

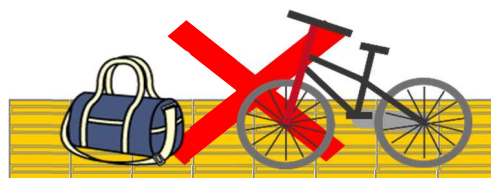
- ・困っている様子を見つけたら、「何かお手伝いでもしましょうか？」と手助けが必要かどうか声を掛けてください。それだけで視覚障害者は安心もしますし、不安も解消されます。もし、「お手伝いはいりません。」と断ることがあっても、それは拒否ではなく、今は援助の必要がないだけです。その一声が視覚障害者にとっても、安全・安心感に繋がります。
- ・歩道（特に、点字ブロック上）に自転車が置いてあったり、人が立ち話をしていたり、物が置いてあったりすると、思わぬ事故や怪我に繋がる場合もあります。私たちの心がけで誰もが歩きやすい道にすることができます。特に、「視覚障害者誘導用ブロック」の上には、絶対に物を置かないようにしましょう。



進
む



止
ま
る



☆特性に合わせた具体的な対応例

Aさんは、町内の自治会の会合に出席するため、自治会館に来ました。Aさんは弱視があり、天候や疲労の度合いによっても見え方が違います。会館内は電気がつけられていましたが、Aさんにとっては十分な明るさではないため、室内がとても見えづらい状況にありました。

そこで、組長のBさんに相談したところ、窓際で窓を背にして座れる位置に移動することができ、室内の様子が見やすくなりました。

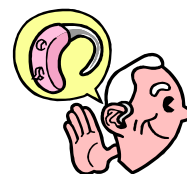


③聴覚障害

聴覚障害とは、全く聞こえない、または聞こえにくい状態にあることを言います。生まれつきだったり、病気や事故、高齢によるものであったり、障害を受けた器官によっても状態は様々です。

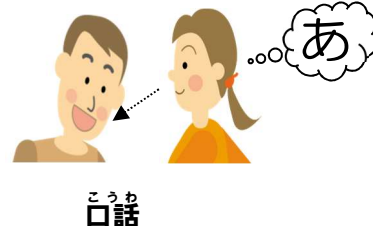
□ 障害の内容・特性

聞こえに障害のある方は、外見からは分からないため、その方の抱えている困難も他の人から気づかれにくいという特性があります。また、自転車のベルや車のクラクションが聞こえずに危険な目にあったり、病院や銀行で自分の名前が呼ばれても気づかずに待ち続けたりすることがあります。



補聴器をつけていても良く聞き取れなかったり、うまく発音できなかったりしてコミュニケーションが上手にとれないことがあります。コミュニケーションの方法は人によって異なります。手話や筆談（紙などに文字を書いて伝える）、口話（口の形で伝える）、空書（空間に文字を書いて伝える）などがあります。

コミュニケーションの方法



□ こんなやさしさ・思いやりがあったら安心です

＜障害のある方からの声＞

- ・日常の場面で情報を上手に得ることができず、不便を感じています。何らかの方法で情報を伝えていただけると、安心です。また、伝わったかどうか心配なときなどは、どう理解したか確認していただけると、さらに安心です。

＜私たちにできること＞

- ・手話が出来なくても大丈夫です。携帯に入力したり字を紙や手のひらに書いたり、ジェスチャーで伝えたり、ゆっくりと大きな口で話してみましょう。

④内部障害

内部障害とは、体の内部に障害のあることを言い、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能、肝臓の7つの機能障害のことを言います。

□ 障害の内容・特性

内部障害には疲れやすい、ストレスを受けやすいなどの症状がありますが、ほとんどの方は外見からは障害があることがわかりにくいのです。そのため、障害者用の駐車スペースに停めて注意を受けることや、電車やバスの優先席や障害者専用の施設を利用する際に冷たい視線を受けることもあります。

1 心臓機能障害

全身に必要な血液を送り出すという心臓の機能がうまくいかない障害です。ペースメーカー（心臓の鼓動のリズムが乱れた時などに、正常なリズムで鼓動することを助けます。）を埋め込んでいる方もいます。

2 腎臓機能障害

血液中の老廃物を取り除くという腎臓の機能がうまくいかない障害です。人工透析治療（働かなくなった腎臓に代わり、人工透析を週3回ほど受け、血液中の不要な老廃物を取り除く。）を定期的に受けている方もいます。

3 呼吸器機能障害

血液中の酸素と二酸化炭素を交換するという肺の機能がうまくいかない障害です。酸素ボンベから酸素をたくさん取り入れて生活を送っている方もいます。



4 ぼうこう・直腸機能障害

尿をためるといふぼうこうの機能又は便をためる・排泄調節するという直腸の機能がうまくいかない障害です。尿や便を体外に排泄するために人工肛門・人工膀胱を装着している方（オストメイト）もいます。



外出先でも、オストメイト対応トイレでは、排泄物の処理ができます。

5 小腸機能障害しょうちようきのうしょうがい

消化吸収するという小腸の機能がうまくいかない障害です。通常の食事だけでは必要なエネルギーや栄養素が不足するため、静脈への直接栄養注入により、栄養を補充する方もいます。

6 ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害めんえきふぜん ウィルス による めんえききのうしょうがい

体内の免疫機能（様々な感染症に対して生体を防御する機能）が、HIVにより破壊され抵抗力がおちる障害です。

～ヒト免疫不全ウイルス（HIV）とは～めんえきふぜん

HIVは感染力が弱く、日常生活で感染する機会はほとんどありません。主な感染経路は性行為による感染（全体の約8割）、血液（輸血、刺青等）による感染、母子感染の3つと言われています。また、適切な治療を行うことで、エイズの発病を遅らせたり、病状を軽くしたりすることができるようになっています。

7 肝臓機能障害かんぞうきのうしょうがい

食べた物をエネルギーに変える、体に取り入れた物を解毒するという肝臓の機能がうまくいかない障害です。

□ こんなやさしさ・思いやりがあったら安心です

＜私たちにできること＞

- ・ペースメーカーは、外部からの電気や磁力に影響を受ける可能性があるので、携帯電話等の機器の取り扱いについては十分配慮しましょう。
- ・呼吸器機能障害こきゅうききのうしょうがいのある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があるので、息苦しくならないように、楽な姿勢でゆっくり話してもらうように配慮しましょう。
- ・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）は、今でも「握手してもうつる。」「同性愛者になる。」など偏見による人権侵害があります。HIVを正しく理解しましょう。

ーレッドリボンー
HIV感染者・エイズ患者への
理解と支援の意思を表すシンボルです。
あなたが、エイズに関して偏見を持っていない、エイズと共に生きる人々を差別しないというメッセージです。



生まれた時からの、または概ね18歳頃までの発達期に生じた脳の障害で、「考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したり」する等の脳の知的な機能に発達の遅れがあります。知的障害のほとんどが原因不明とされていますが、中にはダウン症候群などの染色体異常、先天性代謝異常によるもの等による場合もあります。また、事故や病気等により、途中で脳に障害をもち、知的障害になる人もいます。

□ 障害の内容・特性

- 一般的な言葉等では、うまく伝えられなくても、相手方の話し方、感情の表現で理解できることもあります。

□ こんなやさしさ、思いやりがあったら安心です

＜障害のある方からの声＞

- 近所の方に普通に接してもらっています。それがとっても嬉しいです。
- 漢字にふりがなを振ったり、簡単な言葉で繰り返し説明する等、苦手な部分を支援してもらえると安心します。

＜私たちにできること＞

- 言葉による説明等を理解することが難しいため、ゆっくり、丁寧に、分かりやすく、簡潔にその方の特徴に合わせて（例えば、絵や図等を用いる）、やりとりしていけるとよいでしょう。

☆特性に合わせた具体的な対応例

地域で1人暮らしをするCさん。身の回りのことはほとんど自分でできますが、読み書きや計算が苦手です。最近、指定された曜日とは違う曜日にごみが捨てられており、自治会でも回覧板を回す等呼びかけていきました。実は、読み書きが苦手なCさんが回覧板の内容を理解できず、指定された曜日に関係なくごみを捨てていることが分かりました。近隣の方は、Cさんが知的障害であることを知っていたので、相談支援事業所に相談し、ごみの捨て方を書いた書類にふりがなを振り、またCさんが理解するまで繰り返し丁寧に説明を行なう等したところ、指定された曜日にごみを出せるようになりました。Cさんも、近隣の方とやりとりが出来るようになり、ごみ捨て以外でも分からないことがあった時は確認できるので、地域で生活する不安が軽減しました。



発達障害

発達障害は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害です。発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。それは親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものです。

なお、発達障害は複数の障害が重なって現れることもあり、また障害の程度や年齢（発達段階）、生活環境などによって症状は違ってきます。

□ 障害の内容・特性

1 広汎性発達障害

コミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関する発達障害の総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含みます。

1) 自閉症

「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられます。また、自閉症の人々の半数以上は知的障害を伴いますが、知能に遅れがない高機能自閉症の方もいます。



2) アスペルガー症候群

アスペルガー症候群は広い意味での自閉症に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障害があることが分かりにくいのですが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴です。

※米国精神医学会の診断手引き（DSM-5）では、自閉症とアスペルガー症候群、そのほか広汎性発達障害を1つの障害単位としてとらえ、「自閉症スペクトラム障害」と統合した診断名をつけています。

2 注意欠陥多動性障害（AD/HD）



「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とします。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常7歳以前に現れます。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生頃ですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるとも言われています。

3 学習障害 (LD)

学習障害とは、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。

□ こんなやさしさ、思いやりがあったら安心です

<障害のある方からの声>

- 本人の態度が悪い、親の育て方が悪いなどと誤解され、本人や家族が辛い思いをすることがあります。障害を理解し、温かい目で見守っていただけると心が救われます。
- 人それぞれですが、不安が強くなったり、予定外のことが起きたりしたとき、音や知らない人に突然触られる等によってパニックになるとことがあります。



- 「ワー」と叫びながら走っていってしまう。
- 大声を出したり、奇声をあげたりしている。
- 耳をふさいで、固まったように動かない。
- 自分の頭を叩いたり、壁などに打ち付けたりする。

<私たちにできること>

- 何かを伝える場合には、必ずその目的を伝えたり、図やイラスト等を使って説明すると分かりやすいです。
- パニックになっていたら、無理に鎮めようとせず、安全な場所であればそのまま見守り、落ち着いてから必要であれば声をかけて下さい。

☆特性に合わせた具体的な対応例



学習障害のDさんは、自治会の会合で大事なことは忘れまいとメモを取りますが、本当はメモを取ることが苦手なので、書くことに必死になりすぎて、会合の内容が分からなくなることがあります。後で、会合の内容を周りの人に聞くので、「もっと要領よくメモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

そこで、苦手なことが少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたりと、他の方法を取り入れる工夫をすることで、後で確認することも少なくなりました。

せいしんしょうがい 精神障害

精神障害とは、脳の機能障害によって起こる精神疾患から、長期にわたり日常生活がしにくい状態のことを言います。精神疾患の一例を挙げると、統合失調症、気分障害（うつ病・双極性障害など）、認知症、アルコール依存症などがあります。これらの病は、自覚しにくく自分自身は病気だと思わないことも少なくありません。周りの人が「以前と違う」と感じたら、早めの受診を促すことも大切です。早期の発見・治療によりその後の経過が変わります。

また、精神疾患は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病とともに五大疾病の一つとなっています。誰でもかかり得る病気として、認識が高まっています。

□ 障害の内容・特性

1 とうごうしつちようしょう 統合失調症

統合失調症の代表的な症状としては、妄想（根拠のない思い込み）、幻聴（誰もいないはずなのに、声や音が聞こえる）、考えがまとまらない、判断力の低下などがあります。そのため、人とのコミュニケーションがうまくとれなかったり、妄想や幻聴によって混乱したりして、周囲には理解できない行動をとったりすることもあります。また、意欲の低下により無気力・無関心になることや、感情が乏しくなることもあります。



2 きぶんしょうがい 気分障害（うつ病・双極性障害など）

うつ病は気分障害の一つで、代表的な症状としては、絶望的、悲観的にものを考える、疲れやすい、不眠、食欲の低下などがあります。うつ状態とハイテンションで活動的な状態（躁状態）が交代で現れるのが双極性障害（躁うつ病）です。躁状態では、本人はあまりつらいと感じないことから、治療する気にならなかったり、病気のサインと気づきにくいことがあります。周りの人が気づいて早めに治療することも大切です。

3 にんちしょう 認知症

認知症は、老化による物忘れとは違い、今まで出来ていた記憶することや判断することが困難になります。食事に何を食べたかを思い出せないだけでなく、食べたこと自体を覚えていない、大事なものをどこにしまったかを忘れるのではなく、しまったこと自体を忘れてしまうなど、体験したことをまるごと忘れてしまいます。



それ以外にも徘徊（うろうろと歩き回る）・幻聴・幻覚・攻撃的になるなどの症状が現れます。また、だんだんと症状は進行していき、日常生活に支障がでてくるようになります。

4 アルコール^{いぞんしょう}依存症

飲酒（量や飲む時間）のコントロールが出来ず、お酒を飲み続ける状態となります。飲まない状態が長く続いても、再度飲酒するとコントロールができない状態に戻ります。

仕事・家庭・お金などよりもお酒を優先させ、嘘をついたり、物事を自分の都合のいいように解釈したり、否定的になったりします。また、暴言・暴力・徘徊^{はいかい}・妄想^{もうそう}などの精神状態や異常行動が問題となり家庭的・社会的問題を引き起こすこともあります。

□ こんなやさしさ、思いやりがあったら安心です

<障害のある方からの声>

統合失調症^{とうごうしつちようしやう}は適切な治療を受けて薬を飲み、休養することで、病状も安定します。心の病気や精神障害について正しく知っていただきたいと思います。

<私たちにできること>

- 多くの場合は、適切な治療と服薬で症状をコントロールでき、社会生活を送ることができます。精神障害について正しく理解することで、誤解を防ぐことができます。
- 専門機関に相談をすること、治療を受けることを勧めましょう。
- 社会と接点を持つことも治療となります。他の人と関わることを応援しましょう。
- 病気の症状により、必要以上に不安に思ったり、結論を急いだりすることがあります。そのようなときは、ゆっくり話を聞いて、状況を整理すると落ち着いて考えられます。

☆特性に合わせた具体的な対応例

Eさんは、精神障害当事者としての経験を活かして、福祉サービス事業所でピアスタッフ（当事者スタッフ）として活動しています。しかし、月に一度くらいは幻聴^{げんちやう}が出現することがあり、Eさんは活動に支障が出ることをとても心配していました。職員に相談すると、「普段はどうしているのか？」と質問され、Eさんは薬を飲んで1時間くらい静養すると治まってくると説明しました。すると、「症状があっても、工夫をしながら活動が続けることが大切」「困ったことがあったら相談してください」と言われ、幻聴^{げんちやう}が出た時は薬が効くまで静養できることになりました。その後、Eさんは、ピアスタッフとして自信を持ちながら、安心して活動を続けています。



高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、交通事故などでの怪我や脳血管障害などによる病気により、脳に損傷を負うことで記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などを伴う障害です。障害そのものによる生活上の困難に加え、外見上わかりにくいという特性があります。

□ 障害の内容と特性

以下の症状が現れる場合があります。

1 記憶障害

物の置き場所を忘れる、新しい出来事を覚えられない、同じことを繰り返し質問するなど

2 注意障害

ぼんやりしていてミスが多い、二つのことを同時に行うと混乱する、作業を長く続けられない など



3 遂行機能障害

自分で計画を立てて物事を実行することができない、人に指示してもらわないと何もできない、約束の時間に間に合わない など

4 社会的行動障害

興奮する、暴力をふるう、思い通りにならないと大声を出す、自己中心的になる など



5 病識欠落

障害があることを理解できない、何でもできると思っている、人の意見を聞かない など

その他、しゃべれない(失語)、道具が使えない(失行)、見ているものが分からない(失認)などの症状が伴う場合があります。

□ こんなやさしさ・思いやりがあったら安心です

- 高次脳機能障害になると、しばらく自分の障害に気が付かない場合がよくあります。しかし、高次脳機能障害の症状は、時間がかかりますが対応の工夫や訓練(リハビリ)により改善することが知られています。

- 一般に、発語の能力と理解・判断の能力は等しいと受け取られがちですが、脳損傷によっては乖離^{かいり}が生じる場合があります。働きかけは本人の理解、判断のレベルに合わせましょう。
- 話しかけ方や接し方は子どもに対するようではなく、本来のその人に合わせた接し方にします。個人の人間性や人生経験を過小評価しない、理解・判断能力を過小評価しない慎重さが必要です。適切な行動を引き出すためにプライドを尊重しましょう。
- 見当識^{けんとうしき}（自分自身の現在おかれた状況についての認識のこと）障害があると単独移動が困難になります。家族や個人の情報、日付、時間、場所、スケジュールがわかるような手掛かりを用意しましょう。（使い慣れた時計、スケジュール帳など）
- 感情をコントロールできない状態に陥る方もいます。話題や場所を変えてクールダウンを図りましょう。

☆特性に合わせた具体的な対応例



^{こうじのうきのうしょうがい}
高次脳機能障害のFさん。「仕事をしたい。」といつも話を始めますが、いつも途中で「仕事は無理ですよ。」と言い出したり、次々に話題が飛ぶなど、話に一貫性がありません。障害の特性を知らない周囲の人は、毎回初めて聞いたような反応することに、いい加減な人だと腹を立ててしまいました。

^{こうじのうきのうしょうがい}
高次脳機能障害の方は、新しいことが覚えられない、論理的な思考の組み立て、優先順位を決めることが難しい場合には同じ話を繰り返す、話がそれてしまう、一貫性がないというようなことが起こりやすくなるとの説明を受け、周囲の人は障害の特性であることを理解することができました。

また、Fさんと話をする際に、周囲の人は話の内容を図などに表すことで、毎回何を相談しているのか、次に何を行えば良いのか、気付きやすくなり、双方で確認するようにしたところ、トラブルが起きなくなりました。

難病とは、原因不明、治療方針未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。（昭和47年に策定された「難病対策要綱」より）

また、小児慢性特定疾病とは、①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることの全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるものと定義されています。

□ 障害の内容・特性

難病には、症状の変化が毎日ある、日によって変化が大きい等の特徴に加え、進行性の症状を有する、大きな周期で良くなったり悪化したりするという特有の症状が見られます。また、合併症や薬剤による副作用、二次障害が見られることもあります。

令和元年7月現在、医療費助成の対象となる指定難病は333疾病であり、障害福祉サービス等の対象となる難病等も361疾病となっています。それぞれの難病は特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要です。難病によっては、完治に至らないまでも、日常の自己管理や服薬通院等続けながら、普通の生活ができるようになっています。

また、小児期における小児がん、慢性腎炎等の特定の疾患の治療は、長期間にわたり、かつ医療費も高額となることから、小児慢性特定疾病対策として、医療費の自己負担分の一部を補助するとともにその他福祉サービスを行っています。

□ こんなやさしさ・思いやりがあったら安心です

<障害がある方からの声>

- ・症状の変化を自分で予想出来ず、急に体調が悪くなってしまうことがあります。状態の変動に留意が必要です。
- ・病状については、難病指定医に相談しています。医療的な対応を必要とすることがあります。それぞれの難病の特性や状態を理解してもらうことで安心して生活できます。

< 私たちにできること >

- ・難病^{なんびょう}を抱えている人によっては、自分自身の病状の理解が出来ていない場合もあります。また、発語できない状態の方など症状も様々です。難病^{なんびょう}を抱えている人の伝えたいこと等に気を配ることが必要です。
- ・それぞれの難病^{なんびょう}の特性や進行状態は一人ひとり異なるため、対応に困ったら、専門の医師等に相談し、適切なアドバイスを受けましょう。

☆特徴に合わせた具体的な対応例

遮光対策が必要な疾病である色素性乾皮症^{しきそせいかんびしょう}患児のGさん。紫外線対策がなされていない幼稚園に入園を希望しています。

入園を希望する幼稚園と話し合い、UV カットシートを窓ガラスに貼ることや紫外線を遮断するため窓を閉鎖しておくのでエアコンを設置して貰えることとなりました。また、園の先生に限らず、他の児童や保護者への説明も十分行うことで、疾病に対する理解を得て安心して通うことができるようになりました。



じゅうしょうしんしんしょうがい 重症心身障害

じゅうしょうしんしんしょうがい
重症心身障害とは、およそ18才になるまでに体の重い障害と脳の障害を併せてもっている状態をいいます。

生まれる前や生まれた後の何らかの原因によるもの、事故によるものなど原因は様々です。

自分で歩いたり、走ったりすること、話す、飲む、食べる、お風呂に入る、トイレに行くなど、生活のあらゆる場面で様々な手助けを必要とします。

じゅうしょうしんしんしょうがい
重症心身障害児・者の中には施設や病院に入所されている方もいますし、自宅でご家族と過ごす方も多くいます。

最近では自宅で暮らすためのサービスが増えてきましたが、重い障害を持つ方が快適に過ごすためには解決しなければならない問題がたくさんあり、日常的に医療・福祉の関係機関との連携が不可欠です。もし自分だったらどんなお手伝いができるか、どんなことがあると快適に過ごせるとおもいますか。ぜひ考えてみましょう。

障害に関するマークの一例

マーク及び名称	概要
 身体障害者標識	・肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。 ・周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。
 聴覚障害者標識	・聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。 ・周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。
 障害者のための国際シンボルマーク	・障害のある方が利用できる建物、施設を示す世界共通マークです。 ・このマークは、全ての障害者を対象にしたものです。 注）個人の車に表示するのは、本来の目的と異なります。個人の車に表示しても、障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。障害があるということを周知するために利用されている方もいます。
 盲人のための国際シンボル	・視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。 ・信号機や国際点字郵便物、書籍などに添付されています。
 聴覚障害国際シンボルマーク	・聴覚障害者を示す世界共通マークです。 ・聴覚障害者が通訳、手話、その他のサービスを受けられる場所、窓口で使われています。
 耳マーク	・聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 ・このマークを表示されたら、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。 ※耳マークの著作権は（社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会にあり、複製、引用、転載は許諾が必要です。本市は承諾を頂いております。
 ハート・プラスマーク	・心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱などの内部障害、内臓疾患を示すマークです。 ・このマークを着用している方を見たら、携帯電話の使用を控えたり、優先席の利用に配慮が必要です。
 オストメイトマーク	・人工肛門、人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。「オストメイト対応トイレ」は、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄が出来るトイレのことです。
 ほじょ犬マーク	・身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）が、公共施設や交通機関、お店で同伴できることを知っていただくためのマークです。
 みんなのトイレマーク	・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例により、障害者、高齢者だけでなく、誰もが利用できる「みんなのトイレ」であることを示すマークです。
 ヘルプマーク	・「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。
 白杖 SOS シグナル	・白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて交換しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。



障害に関する相談窓口

●秦野市役所 障害福祉課

障害者手帳の申請等、障害福祉に関するサービス全般の手続きや相談の窓口です。

〒257-8501 秦野市桜町1-3-2

TEL. 0463-82-7616 Fax. 0463-82-8020 Eメール: syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp

●委託相談支援事業所

秦野市の委託を受けて、福祉制度の利用や生活全般についての相談窓口として開設をしています。

○障害福祉なんでも相談室（平日・土曜日 9:30～17:30）

〒257-0035 秦野市本町2-7-25

秦野市地域生活支援センター ぱれっと・はだの

TEL. 0463-80-3294 Fax. 0463-73-5039 Eメール: info@hcp-support-hadano.or.jp

●障害者の虐待に関する窓口

障害者虐待防止法では、虐待に気づいた人の通報義務が定められています。匿名でも通報・届出ができます。虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、外部に漏れることはありません。

○養護者による虐待、障害福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の通報届出窓口

秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの

月曜～金曜8:30～17:00

〒257-0035 秦野市本町2-1-24 万八十ビル1階

TEL. 0463-79-5032 Fax. 0463-79-5032 Eメール: rights-hadano@jousei.or.jp

通報専用ダイヤル0463-79-5028（24時間、365日）

※秦野市役所障害福祉課も通報・届出窓口です。

○使用者等による虐待の通報・届出窓口

神奈川県障害者権利擁護センター（公益財団法人 かながわ福祉サービス振興会）

〒243-0035 厚木市愛甲1-7-6

TEL. 045-662-9534 Fax. 045-663-5080 Eメール: kenriyogo@kanafuku.jp

●障害者の雇用・労働に関する窓口

○ハローワーク松田

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員が障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を行います。

〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領2037

TEL. 0465-82-8609 Fax. 0465-83-0749

○サンシティ（障がい者就業・生活支援センター）

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を行います。

〒254-0041 平塚市浅間町2-20 藤和平塚コープ1階

TEL. 0463-37-1622 Fax. 0463-37-1633

●専門機関

○神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター

地域における保健、福祉の向上を図るため、専門的な相談援助や保健指導を行う機関です。また、指定難病等の医療費助成も行っています。

〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9

TEL. 0463-82-1428 Fax. 0463-83-5872

○神奈川県発達障害支援センター かながわA（エース）

保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

〒259-0157 足柄上郡中井町境218 中井やまゆり園内

TEL. 0465-81-0288 Fax. 0465-81-3703

○神奈川県総合リハビリテーションセンター

交通事故や病気などで、脳に損傷を受け不自由をお感じの方（高次脳機能障害の方）、ご家族等への情報提供や相談に応じています。

〒243-0121 厚木市七沢516番地

TEL. 046-249-2612 Fax. 046-249-2515

○かながわ難病相談・支援センター

難病患者等の療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接などによる相談、患者会などの交流促進、就労支援など、難病患者等がもつ様々なニーズに対応しています。

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階
TEL. 045-321-2711 Fax. 045-321-2651

○成年後見利用支援センター（はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』）

障害等により、判断能力が不十分な方々の権利を守るための制度である「成年後見制度」に関するセミナーや講演会を開催し、成年後見制度への正しい理解の普及と利用の促進を図っています。また、成年後見制度の利用に関するさまざまな相談に応じています。

〒257-0054 秦野市緑町16-3 秦野市保健福祉センター1階
（秦野市社会福祉協議会）
TEL. 0463-84-7711 Fax. 0463-85-1302 E-mail: shakyo@vnhadano.com

●民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた委員は、それぞれの地域において、住民の身近な相談・支援者として問題解決に向けて活動しています。





障害者差別解消法 ～障害を理由とする差別をなくすために～

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合い、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害のある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

【不当な差別的取り扱いの禁止】

正当な理由がないのに、障害があるということで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

○具体例

- ・飲食店などで車いす利用者との理由だけで入店を断る。
- ・障害があるという理由で、アパートの部屋を貸さない。

【合理的配慮の不提供】

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫（合理的配慮）をしないことです。

○具体例

- ・聴覚障害者との筆談や視覚障害者へのメニューの読み上げなど、ちょっとした配慮のことです。

●誰もが暮らしやすい社会を目指して

不当な差別的取扱いは、国の行政機関や地方公共団体と民間事業者（会社や商店など）で禁止されています。

令和6年4月から合理的配慮の提供は、行政機関に加え個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む事業者に対しても義務付けられました。

障害者への理解を深め、差別のないお互いに理解しあい、協力しあえる社会を目指しています。

※障害者差別解消法についての詳しい内容については、内閣府ホームページで「障害を理由とする差別の解消の推進」と検索してください。

～すべての人が、地域でいきいきと暮らすために～

◇「自分のことは自分で決めたい」のはみな同じ

「どこに住むか」「誰と結婚するか」など、自分の生き方、暮らし方については、誰もが「自分自身で選び、決める」権利があります。しかし、障害のある人は社会の側で環境が整備されていないために、暮らす場所や暮らし方に制約を受けていることが多くあります。また、日本では障害のある人の「自立年齢」が曖昧なために、障害のある人は成人になっても家族と暮らし続けることを余儀なくされたり、障害のある人の親は高齢になっても、障害のある我が子の介護をすることが“当たり前”となってしまう場合があります。障害のある人も障害のない人と同じように社会生活を営む権利があり、その権利は社会全体で守られなければなりません。

◇権利を守るということは「自分が大切にされたいように、相手を大切にすること」

権利を守るということは、決して難しいことではありません。それはとてもシンプルで「私が大切にされたいように、私も相手を大切にすること」に他なりません。自分自身に関することは自分の意思を尊重してほしいと願うように、相手を尊重するために、相手の“思い”を聴くこと、意向を確認することが、その第一歩となります。障害のために言葉で意思を伝えることが難しい人でも、言葉以外の本人の表情や声の調子、身体の動かし方などのサインで“思い”は表現されています。どんなに障害が重い人であっても、本人の“思い”を本人から聴くことが、まずは大事にされなければなりません。

◇「地域でいきいきと明るく豊かに暮らせる社会」をつくるのは、私たち一人ひとり

すべての人が地域でいきいきと暮らすためには、専門機関だけではなく、一人ひとりが自分の暮らす地域に目を向け、生活のしづらさを抱えている人に関心を寄せ、声をかける、見守るなど、今自分にできる行動を起こすことから始まります。社会でともに暮らす私たちは、誰もが必ず誰かを支え、誰かに支えられている関係にあります。「誰か」のための小さな取り組みが「自分自身」の暮らしやすさにもつながるのです。



協 力 団 体

この冊子は、次の団体等のご協力を得て作成しました。

(敬称略 50音順)

- ☆さーくる・きらきら
- ☆秦野市肢体不自由児者父母の会
- ☆秦野市視覚障害者福祉協会
- ☆秦野市自閉症児・者親の会
- ☆秦野市身体障害者福祉協会
- ☆秦野市腎友会
- ☆秦野市聴覚障害者協会
- ☆秦野市手をつなぐ育成会
- ☆秦野精神障害者家族会のぞみ会
- ☆みのりの会（小・中障害児の保護者会）【H31年3月発行時点】
- ☆国立病院機構神奈川病院 【R2年3月一部改訂時点】

参 照 資 料

この冊子は、次のホームページや資料を参考に作成しています。

- ・厚生労働省「障害者差別解消法福祉業者向けガイドライン（平成27年11月）」
- ・政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」
- ・国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センター
「高次脳機能障害を理解する」
- ・厚生労働省「難病対策」
- ・厚生労働省「指定難病」
- ・厚生労働省「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」
- ・厚生労働省 みんなのメンタルヘルス「発達障害」参照

など

障害のことを知ろう

～すべての人が、地域でいきいきと暮らすために～

平成31年（2019年）3月発行

〔令和2年（2020年）3月一部改訂〕

〔令和6年（2024年）4月一部改訂〕

編集・発行 秦野市福祉部障害福祉課 秦野市障害者支援懇話会相談部門

〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号

TEL 0463-82-7616 FAX 0463-82-8020

URL <http://www.city.hadano.kanagawa.jp>